

八地申第24号

「**停車場内における退行運転の取扱い変更**」
に関する申し入れ提出!

2月27日提出

「停車場内における退行運転の取扱い変更」に関する申し入れ

2019年1月1日より「停車場内における退行運転の取扱い変更」が施行されました。乗務員職場では、この施策実施に関して事前の教育が行われていないなど、取扱いの周知徹底が図られず混乱をきたしています。施策を進めるにあたっては、十分な期間を定めて、現場からの意見を聴取し、取り組みの趣旨、変更内容についての熟慮を重ねたうえで実施していかなければならないにもかかわらず、一方的に進めることは乗務員や駅係員の現場実態に即さないなど、安全を脅かすと言わざるを得ません。また、規程の改正を行うべきところを放置して現行の取扱いの中で拡大解釈をして乗り切ろうとしていることを見過ごすわけにはいきません。

そもそも今改正を実施する根拠は、中央線内で発生した人身事故における国立駅への退行運転が実施できなかったことに端を発しており、業務委託駅では運転取扱いが行えないこと、さらに管理駅においても輸送混乱時には自駅での旅客対応に集中せねばならず応援に駆け付けられないことから指令による安全確認ののちに車掌の入換合図によって退行を実施するように変更すると謳っています。

これまでの営業施策を実施するにあたっての労使確認事項では、業務委託駅では運転取扱いが行えないことからその必要性が生じた場合は、管理駅が駆け付け対応することとしています。したがって、これまでの労使確認事項が履行されておらず、営業職場の業務委託施策は破たんしたと言え、安全第一の職場を確立するために速やかにJR本体の運営に戻すべきです。

生産性向上の名のもとに要員削減や施策の失敗による問題を現場労働者へ転嫁することは認められません。労使確認事項の履行並びに安全な鉄道輸送を担う体制の構築を強く求めます。

記

1. 「停車場内における退行運転の取扱い変更」が施行するに至った経過ならびに各現業機関への周知はどのように図ったのか示すこと。
2. 指令による安全確認とは何を指すのか具体的に明らかにすること。これまでの駅長による転てつ器の鎖錠確認（機械的鎖錠）を行わずに安全が保障されているとする根拠を示すこと。
3. 業務委託駅では運転取扱いが行えないことからその必要性が生じた場合は、管理駅が駆け付け対応することとした労使確認事項を逸脱していることに対する見解を示すとともに、今改正に対する見直しを図り、労使確認事項を速やかに履行すること。
4. これまでの労使確認事項を履行せず今改正を実施するとすれば、業務委託駅を速やかに解消し、JR本体社員を配置して運転取り扱いを行なえる体制を構築すること。

以上

労使確認事項が遵守できないのであれば、委託した駅は本体へ戻すべき!

生産性向上の名のもとに要員削減や施策の失敗による問題を現場労働者へ転嫁することは認められない!